

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 7 月 19 日（金）第2924号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○保安林の指定の解除予定（2件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	（森づくり推進課取扱い）	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止	（社会福祉課取扱い）	2
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定	（社会福祉課取扱い）	2
○公共測量の実施	（監理課取扱い）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	3
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い）	3

公

告

○平成25年度クリーニング師試験公告	（生活衛生課取扱い）	3
○大規模小売店舗の新設に関する公告	（商工政策課取扱い）	5
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告	（商工政策課取扱い）	6
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	6

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 810 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
始良市平松字村前7675番1・7675番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿 児 島 県 告 示 第 811 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
始良市平松字村前7675番1・7675番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第812号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和45年 8 月 5 日農林省告示第1176号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第813号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社タカラ調剤薬局	出水市上鯖淵1619番地 6	平成25年 4 月 30 日
医療法人岩川病院	曾於市末吉町岩崎2176番地	平成25年 3 月 31 日

鹿児島県告示第814号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
前田こころとからだのクリニック	出水市本町 6 番10号	平成25年 5 月 7 日
平林デンタルクリニック	南さつま市金峰町池辺2834	平成25年 5 月 1 日
タカラ調剤薬局	出水市上鯖淵1619番地 6	平成25年 5 月 1 日
岩川病院	曾於市末吉町岩崎2176番地	平成25年 4 月 1 日

鹿児島県告示第815号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月 11日まで
- 3 作業の地域 伊仙町阿権地内

鹿児島県告示第816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年 7 月 19 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字長田13971番3地先から同町野間字池ノ田13621番1地先まで	前	7.0～24.0	1,069.5
		熊毛郡中種子町野間字長田13971番3地先から同町野間字池ノ田13621番1地先まで	前	15.5～56.5	769.5
		熊毛郡中種子町野間字長田13971番3地先から同町野間字池ノ田13621番1地先まで	後	7.0～24.0	1,069.5
		熊毛郡中種子町野間字長田13971番3地先から同町野間字池ノ田13621番1地先まで	後	15.5～56.5	769.5

鹿児島県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年 7 月 19 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字長田13971番3地先から同町野間字池ノ田13621番1地先まで	平成25年 7月22日

公 告

平成25年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成25年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成25年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

ア 期日 平成25年11月10日（日）午前10時30分から

イ 場所 サンエールかごしま（鹿児島市荒田一丁目4番1号）

(2) 実地試験

ア 期日 平成25年11月10日（日）午後1時30分から

イ 場所 鹿児島県クリーニング会館（鹿児島市高麗町27番22号）

2 試験の科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維選別、薬品鑑別及び仕上げ）

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手数料

7,200円

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 受験資格を有することを証明する書類

エ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形（縦5センチメートル、横4センチメートル）のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない旨の記載と確認印を受けること。

(2) 提出書類等の提出先

ア 県内に居住する者

受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあつては加世田保健所、出水保健所の管轄する区域に居住する者にあつては川薩保健所、大口保健所の管轄する区域に居住する者にあつては始良保健所、志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあつては鹿屋保健所）

イ 県外に居住する者

鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

(3) 受験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

6 提出書類等の受付期間

平成25年9月9日（月）から同月30日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成25年9月30日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼った返信用封筒（縦33.2センチメートル、横24センチメートル（角形2号））を同封すること。

8 合格者の発表

合格者に対し、郵便により通知して行う。

9 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2784）又は各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）に対して行うこと。

(2) 書類提出上の注意

ア 住所は、詳細に記入すること。

イ 本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。

ウ 提出書類等を郵送する場合は、必ず書留郵便によるものとし、その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

.....

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成25年7月19日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年7月19日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ霧島剣之宇都店

霧島市国分剣之宇都町9番3 外10筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

ナチュラル株式会社 代表取締役 森信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ナチュラル株式会社 代表取締役 森信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年 3 月 6 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,446平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物北側及び西側 90台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

第1駐輪場 建物北側 6台

第2駐輪場 建物敷地東側 8台

- 第3駐輪場 建物敷地北側 4台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 40平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地東側 7立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 店舗敷地北側及び北東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成25年 7 月 5 日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年7月19日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年7月19日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー騎射場店
鹿児島市下荒田三丁目39番10 外5筆
- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 変更前 開店時刻 午前9時
閉店時刻 翌日の午前1時
イ 変更後 24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前8時45分から翌日の午前1時15分まで
イ 変更後 24時間
- 3 変更年月日
平成25年 7 月 6 日
- 4 届出年月日
平成25年 7 月 5 日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
指宿市山川成川字小谷平3101番1の一部、3102番の一部、3104番の一部、3105番2、3158

番 1 及び3160番 1 の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪隆一